

農林物資規格調査会部会 議事概要

平成16年7月29日(木)

14:30～17:00

農林水産省第2特別会議室(本館4階)

- 部会長 (あいさつ)
- 課長 (あいさつ)
- 事務局 (「生産情報公表農産物の日本農林規格(案)」についての説明)
- 部会長 規格(案)の各条項ごとに審議を進めたい。第1条の「目的」について、意見等があればお願いしたい。
- 委員 (意見なし)
- 部会長 第2条の「定義」についてはいかがか。
- 委員 確認させていただく。ほ場の所在地についてであるが、同じロット番号の農産物を生産しているほ場という解釈でよいのか。または、グループ全体のほ場のことか。
- 事務局 農産物識別番号のほ場である。グループとなっている場合には、全てのほ場について公表していただくこととなる。
- 委員 あるほ場で生産された農産物の出荷後、同じように別のほ場で生産された農産物を出荷する場合には、ほ場の所在地を書き換えなければならないということか。
- 事務局 農産物識別番号すなわちロットが異なることになる。ほ場が異なるのであれば、そのほ場の所在地を公表していただくことになる。
- 委員 ほ場の所在地の書き換えを忘れた場合には、罰則等はあるのか。
- 事務局 誤った情報に対しては、指導させていただく。故意である場合には、罰則もある。
- 委員 木酢液は農薬、特定防除資材のいずれにも含まれていないが、その他の生産資材と解釈してよいのか。
- 事務局 そのように考えている。石けんや牛乳等もその他の生産資材として考えている。
- 委員 露地栽培かハウス栽培かという情報や、キノコも考えるのであれば原木栽培か菌床栽培かといった情報は公表されるのか。
- 事務局 栽培方法は任意情報であるため、公表することは可能。義務ではない。
- 委員 任意情報は、生産行程管理者の管理の対象となるのか。
- 事務局 任意情報であっても、生産行程管理者が責任を持って公表することとなる。第7条に公表禁止情報を規定しており、誤った情報に対しては罰則が与えられる。
- 委員 生産者の氏名を公表について、生産者グループの10名のうちあるロットには5名の農産物しか含まれていない場合には、公表するのは5名でよいのか。また、ロットによって生産者の組合せは変化すると考えられるが、その都度対応することとなるのか。
- 事務局 そのようなロットであれば、公表していただくのは5名となる。また、ロットごとの生産者の組合せの変化にも対応していただくこととなる。
- 委員 生産行程管理者としては可能であると思うが、販売者側には問題はないのか。
- 事務局 特別な表示をしなければ、JASマークしか付かない。問題はないと思う。

- 部会長 第 3 条の「生産情報公表農産物の規格」について、意見等はあるか。「・・・その記録を保持し、・・・」とあるが、期間については決められているのか。
- 事務局 記録の保持期間については、「生産行程管理者の認定の技術的基準」で規定する。牛肉、豚肉では 3 年間となっている。農産物には米も含まれるため、十分に協議したい。
- 部会長 第 4 条の「生産情報公表農産物に関する化学合成農薬等の平均使用回数等の公表」について、意見等はあるか。
- 委員 3 に窒素成分量の公表について規定されているが、土壌自体の窒素成分量についてはどのように理解すればよいか。以前に施用された窒素成分が残存している場合も多い。施肥が過剰であるかないかということについては、どのように判断するのか。
- 事務局 窒素成分が過剰であるかないかということは、この規格とは直接関係はない。地域の慣行栽培に比べて、使用量をどれだけ減らしているかということだけである。
- 委員 直接は関係ないのかもしれないが、施肥量の公表だけで安全性は確保されるのか。
- 部会長 前回の栽培で多量に施肥をしているにもかかわらず、今回の栽培では「〇割減」と公表できるというようなことか。
- 委員 もともと土壌の窒素含量が高い場合もあり、本来であれば土壌検査をしながらバランスをとらなければならない。「〇割減」という情報だけで十分なのか。
- 委員 窒素成分が過剰ではよい農産物を生産できない。農産物の状態を見ながら、生産者が調整している。窒素成分が過剰になるというような恐れはあまりないのではないか。「〇割減」という情報だけで十分である。
- 委員 特に気にしているのは果樹ではなく、葉物である。露地栽培かハウス栽培かによって農産物の窒素含量が高くなる場合がある。
- 委員 各地域で基準となる数字を示し、それに対して化学肥料等の使用をどの程度減じたかということであり、土壌の肥沃度や農産物の品質には関係ないことである。問題があるとすれば、基準となる数字を示していない地域があるということである。この規格が運用される段階で全てが整うのか、あるいは整うように農林水産省として働きかけをしていくのか。
- 事務局 平成 16 年 3 月末現在で未定であるのは、山梨県、広島県、香川県である。ほぼ全ての都道府県で慣行レベルが示されている。
- 委員 マイナーな農産物についてはどうか。
- 事務局 品目によっては数字が示されていないものもある。そのような場合には、削減割合に関する情報を公表できないことになる。これについては、都道府県等に要望していくこととなる。
- 委員 種子の消毒や育苗時の消毒、施肥等は使用回数に含まれるのか。また、ピートモス等の有機資材も含まれるのか。
- 事務局 種子の消毒や育苗時の消毒、施肥等も使用回数に含めるよう、農薬取締法等の改正を進めている。
- 委員 有機農産物の生産の場合には、資材等についての証明をとるようにしているが、生産情報公表農産物の生産にあたっては何かの証明が必要となるのか。どこまでが化学合成資材でないものとして認められるのか。
- 事務局 生産情報公表農産物であっても確認は必要となる。詳細については、認定の技術的基準で示したい。

- 部会長 第 5 条の「表示の基準」について、意見等はあるか。
- 委員 (意見なし)
- 部会長 第 6 条の「化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示の基準」について、意見等はあるか。
- 委員 (意見なし)
- 部会長 第 7 条の「公表禁止情報」について、意見等はあるか。特にインターネット上における禁止事項ということになる。
- 委員 強調表示として、農薬の使用が少ないこと等を公表することはできるのか。
- 事務局 農薬を使用していないのであれば、任意情報として「農薬不使用」等の文言は使用できる。ただし、生産情報として農薬を使用していないことの公表もしなければならない。
- 委員 「農薬不使用」等と公表した場合には、生産情報公表農産物の認定を受けなければならないのか。
- 事務局 事実であれば、認定を受けていなくても公表できる。
- 部会長 P 1 2 ~ について、意見等はあるか。
- 委員 第 4 条、第 6 条に農薬の使用回数について規定されているが、化学合成農薬に関しては平均使用回数ということであるが、天然系農薬については「〇 ~ 〇 回」のように幅を持たせて公表させるのか。消費者が用途別分類で見えていくときに、平均使用回数として公表されているものと「〇 ~ 〇 回」と公表されているものが混在することになるのか。説明がなければわからなくなる。また、P 1 1 の例について、マシン油乳剤が天然系であり、カウントされないため使用回数が 4 回、削減割合が 6 割になると説明があったが、これでは消費者は混乱するのではないか。天然系農薬と化学合成農薬を一つの表にまとめることで見づらくなっているのではないか。
- 事務局 平均使用回数については、各都道府県が決めた慣行レベルの回数である。「〇 ~ 〇 回」というような公表の方法については、最大値をとっていくということになる。また、例としてあげた表では、天然系の薬と化学合成農薬の区別がしづらいという指摘があったが、わかりやすくなるように変えたい。
- 委員 天然系か化学合成系かということについて、例えば除虫菊乳剤やキノコから抽出した成分など全て天然系として認めていただけるのか。また、それを消費者に理解してもらえるのか。明確にしていただければよいが。
- 事務局 ある程度、天然系と化学合成系に分類することはできるが、国際的に判断できないものについては化学合成系として扱い、使用回数にカウントすることとなっている。生産情報公表農産物についても、同様の考え方としたい。この点については、Q & A で示したい。
- 塩越委員 判断できないものとは、どのようなものか。食品添加物にも天然系と合成系があるが、重合したものや誘導体などは全て合成系として扱われている。天然物から抽出したものであれば、天然系として扱ってよいかもしれないが、ピレスロイドのように除虫菊の成分でありながら、合成により製造されたものは合成系として扱われる例がある。このような規則に従えば、悩むようなことはないのではないか。
- 事務局 基本的にはその考え方でよい。生石灰に水を加えると、熱を発生して化学反応を起こり、消石灰となる。このとき、消石灰は天然物ではなく、化学合成品として扱われる。
- 部会長 全般にわたって意見等はあるか。
- 委員 特別栽培農産物を認めるということであったが、特別栽培農産物については、生産情報公表農産物の検査を受けたものと受けていないものの双方が店頭に出回るという解釈

- でよい。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員 P 1 2 に生産者の住所、ほ場の所在地等について示されているが、プライバシーの保護についてはどのように考えているのか。また、ほ場の所在地についても、最近では泥棒が多いが、ターゲットにされるようなことはないのか。
- 課長 生産情報公表 J A S については、消費者が誰がどこで生産した農産物であるか知ることができるという観点から、可能な限りの情報を公表していただくことを考えた制度である。自分が生産した農産物について、積極的に P R していただける生産者に是非参加していただきたい。先ほどの意見については考えたい。また、複数の生産者がいた場合に、全員の氏名を公表していただこうと考えているが、並列的に公表するのか、または代表者がわかるように公表していただくのかということがあるが、代表者がわかることで、消費者からの問合せには答えやすくなる面もあるかと思う。工夫できる部分はあると考えている。
- 委員 同一ロットの農産物を出荷した生産者の中に代表者がいない場合にはどのようにすればよいのか。同一ロットを生産する生産者を固定するののも一つの方法ではないか。消費者委員にお聞きしたいが、この農産物を生産したのは 5 0 ～ 1 0 0 人の生産者のうちの一人というように公表された場合に、どのように評価するのか。この規格をうまく活用しようとするのであれば、できるだけ多くの生産者に参加していただくことが重要となる。どの程度の人数まで許容できるのか。また、公表情報の書き換え等がスムーズに行かずに問題になることを避けるために、量販店に受け入れてもらえないようなことになるのも困る。多くの生産者、ほ場の所在地をまとめて公表することがプラスとなるのか、どのように評価されるのか。このことについては、もう一度考えてもいいのではないか。消費者委員の意見をお聞きしたい。
- 委員 生産者が 1 0 0 人も並ぶことになると、本当にトレーサビリティなのかと思ってしまう。やはり数人で顔写真入りの方が親近感がわく。1 0 0 人となると、誰がどこで生産したものなのだろうかと感じるかもしれない。
- 委員 前回の部会でも、病害虫に耐性を持たせないために、隣のほ場と使用する農薬を変えたり、使用する時期をずらすなどの工夫をしているという意見が出ていた。1 0 0 人の生産者が使用している農薬となると、種類数はどのくらいになるのかということまで考えてしまう。そうなれば、トレーサビリティの意味はなくなってしまうのではないか。1 0 0 人の生産者をいくつかのグループに分けるとすることは考えられないのか。
- 委員 安全・安心のためにこの審議を行っている。生産者が誰であっても、消費者によいものを提供していただくということは基本である。公表する代表者を決めて、他の生産者については任意情報とすればよいのではないか。生産者の公表については、生産者に考えてもらいたい。
- 部会長 一つの農産物識別番号に対して、生産者が 1 0 0 人ということはあるのか。
- 事務局 農協のようなグループで生産した場合には、1 0 0 ～ 5 0 0 人はあり得るのではないのか。
- 課長 1 0 0 人の生産者の公表でトレーサビリティといえるのかという議論であるが、これは 1 0 0 人を公表するかという問題ではなく、生産情報公表 J A S の本質に関わることである。一つのロットの決め方になるが、1 0 0 人の生産者によるものを 1 ロットとすることで、消費者からの評価が得られるのかということである。公表の方法というよりロットの決め方である。収穫期間については、1 週間という限定をかけず、幅を広げる方向で整理させていただいたが、無制限のロットが広がることになると市場での評価が下がり、消費者からの評価も得られなくなる。このようなことを踏まえて、取り組んでほしい。
- 委員 一長一短があることは理解できる。新鮮さをアピールするために収穫期間を短くする生産者も出てくると思われる。そのことが評価されれば、自然にそのような方向へシフトしていくのではないか。ただし、J A S マークを付けるためには、認定機関の徹底的

な調査を経なければならない。その上で、多くの生産者を公表しなければならないということである。公表する必要があるのか。認定機関の行っていることを理解し、JASマークが付いていることだけで、消費者が安心できるというような社会を早く確立してほしい。

○ 部会長

この案では、生産者の氏名、住所を全て公表することとなっている。ここまで公表して生産者のプライバシーは守られるのかということについて、消費者委員の意見はどうか。この規格の本来の意味は、誰が生産したものであるかトレースできるということである。

○ 委員

消費者がJASマークの付いた高いものを買うということになるため、生産者の氏名、住所等が公表され、トレースできるということが重要である。プライバシーの問題については、自分の顧客がいて、情報を公表する必要のない生産者は、生産情報公表JASの認定を受けなくてもよい。消費者にものを提供する立場にあり、積極的に情報を公表したいというのであれば、生産者が意志を持って公表していただきたい。

○ 委員

P11に「当地比〇割減」とあるが、同じ農産物識別番号の生産者の中には、ある農薬を使用した生産者もいれば、使用していない生産者もいる。全生産者が足並みをそろえて生産を行っていただければいいが、そのような生産者を一つのグループとしたときに「〇割減」に幅が出てくるのではないかと。また、種子消毒に使用した農薬も使用回数に含めるということであるが、どのような種子であっても、消毒されているのではないかと。公表情報の例にある用途別分類には、必ず消毒が含まれることになる。生産者が種子を手に入れる際に、種子消毒に関する情報が伝わらなければ、公表情報に誤りが生じることになる。また、種子消毒の程度、回数には差はないのか。

○ 事務局

種子によって異なる。種苗会社に聞いたところ、種子消毒を必ず行う品目が多いということであった。また、生産者が種子を仕入れる段階で種子消毒について表示することとなるため、種子消毒の回数はわかる。グループについては、生産者によって農薬の使用回数が0回のもも5回のももあるが、最も使用回数の多いものに合わせていただき、削減割合もその使用回数から算出していただく。

○ 委員

消費者の農薬使用のイメージは、種から芽が出た以降である。同じ農薬使用回数でも種子消毒の使用は少ないが、成育期間で多く使用されたり、その逆に種子で多く、その後の使用が少ないものも出てくる。種子消毒を含め全て公表した場合、「〇割減」を目標として栽培しているグループには都合がよいが、他農家に取ってはどうか。

○ 事務局

農薬は殺菌剤から殺虫剤の使用まで全て公表することになる。グループの場合も使用回数の違いはあっても、最大値の使用回数を出し、県が定めた地域の値との比較で「〇割減」と公表させていただく。

○ 委員

農薬の使用は、種子消毒からカウントしなければならないことになる。消費者の意識としては芽が出てからの農薬使用かもしれないが、その前にも土壌消毒、種子消毒、定植時の消毒等もある。消費者は農産物に直接散布したものを気にすると思うが、これらの農薬使用も公表事項から外すことはできない。

○ 委員

生産者は消費者により良いものを供給しようとするのがブランド化に繋がると考える。規格の中に公表禁止事項を定めているが、このあたりの考えは矛盾していないか。

○ 事務局

例えばタ張メロンというブランドがあるが、他の県でこの種子を使って栽培してもタ張メロンとは言えず、誤解が生じる。これらのように誤解を生む表示は禁止事項とされるが、事実に基づくものであれば表示することはできる。

○ 委員

特別栽培農産物を表示するガイドラインにおいて、県等が定める慣行レベルというのは決まった導き方（方程式）があるのか。

○ 事務局

ガイドラインの慣行レベルの考え方は、前作の終了から当該作物の収穫時までで、その中で使用したものは全てカウントすることを原則とし県等が平均値を定めている。

○ 委員

現実に、地域で使用している農薬等の平均使用との理解でよいのか。

- 事務局 実数で平均回数が出される。これは方程式があるわけではなく、その地域の使用実態とを考えていただきたい。
- 委員 先日、生産情報公表牛肉のＪＡＳマークの付いたものを見たが、ＪＡＳマークの表示のみで非常にあっさりしていた。今回の規格についても同様な表示になると思うが、他方ではトレーサビリティではないが顔写真付き、ＰＯＰ表示されたもの、東京都が始めた生産情報を公表するもの等見かけるが、こちらの方がＪＡＳマークのものより華やかでブランド化したものに見えてしまう。国の生産情報公表ＪＡＳの広報も必要と思うが、他の商品に対抗するためには表示されているマークの近くに一部の生産情報等を抜粋して表示してはどうかと思う。また、この様な表示は可能なのか。
- 事務局 生産情報公表農産物の表示事項は、生鮮食品品質表示基準の名称と原産地、その他、農産物識別番号、名称の後に括弧を付して「生産情報公表農産物」、公表方法及びＪＡＳマークになり、これが義務表示となる。これ以外のものについては、生産行程管理者の判断で任意情報として記載することができる。
- 部会長 その他、スーパー等の店頭で公表することも可能と思います。
- 委員 特別栽培農産物の表示は、表示事項の枠の中に記載することができるのか。
- 事務局 生鮮食品品質表示基準の中には表示事項のような枠は無く、近接したところに名称と原産地を記載することになっている。特別栽培農産物についても近接した場所に記載してもらおう。特別栽培農産物の基準に合致したものは「適合品」等、今後、別途Ｑ＆Ａで示していきたい。
- 委員 今後は登録認定機関より検査認証を受けた、生産情報公表農産物ＪＡＳの特別栽培農産物と、今までのガイドラインに沿った特別栽培農産物が出てくるが、出来るだけＪＡＳの認定を受けたものが、強調して表示できるよう配慮願いたい。また、農薬等の表示が店頭以外に、ホームページでも出来ることになり、これらはガイドライン表示でも活用できるのではないか。今までのガイドライン表示は取り組み難い面があったが、今後、生産情報公表農産物ＪＡＳ規格に合わせ、簡素化していただければと思う。
- 委員 種子消毒の関係で質問しますが、ほとんどの種子は消毒されていると思う。有機農産物の種子はどうしているのか。
- 事務局 有機農産物の場合は、農薬等の使用回数の表示義務は無く、有機農産物のＪＡＳ規格の基準を満たしていれば有機表示ができる。生産情報公表ＪＡＳとは全く概念の違う規格です。
- 委員 有機栽培においては、栽培する農産物の有機の種子が手に入らない状況にある場合は、種子消毒されたものでも認められる。しかし、聞いた話だが今後は認められなくなるとの噂もある。例えば、ヨーロッパでは種子消毒しないものが普及しつつあり、日本でも農薬取締法の改正等で種苗メーカーも対応を始め、消毒しないものも流通し始めている。生産者は少しでも農薬の使用を避けたいと考えているが、実情を言えば、ニンジンや播種段階で消毒を４回している。発芽してから生育段階に病気にかからなくするものや、成長を早くする等のものもあり、これらの使用は有機農産物では認められて、ガイドラインではカウントされる矛盾も出てくるが、今後、消毒していない種子が出回れば、解消されてくるのではないか。
- 委員 Ｐ１０の表示例の枠の中は、最低限表示しなければならない事項と考えるが、インターネットを使わない消費者は情報を得られないのか。消費者の中にはパソコンを持っていない人もいる。このような情報の公表では、持っていない消費者を切り捨てることにならないか。詳しい情報は別として、加工食品にあるような情報の問い合わせ先の電話番号があっても良いのではないか。
- 委員 個別に生産農家の顔写真を出したり、問い合わせ先を載せたりしているものもあり、やろうと思えばできないことはないが、それぞれ企業が個別（独自）におこなっていることである。
- 事務局 牛肉や豚肉の規格も同様な公表方法としている。

- 委員 主婦（消費者）でどのぐらいの人が使うことができるか。誰のためにやろうとしている事なのか。
- 部会長 パソコンではなく携帯電話でも出来ます。
- 委員 しかし、現実には私の周りには出来ない人がたくさんいます。その様な人の方が多いのではないかと思う。
- 委員 私もその辺りは気になる。今の時代、ＩＴ機器を使いこなせる年代と使いこなせない年代に別れる。この様な中では、加工食品と同じように問い合わせ先を入れていただいた方が良いのではないかと思う。
- 委員 パソコンを持っていたとしても、その都度検索する人は少ないと思う。何か問題があった時のみ、調べることになると思うが、もう少し親切な情報として、すぐに見て判る情報を載せても良いのではないか。
- 部会長 この生産情報公表農産物のＪＡＳ規格は、消費者に情報を与え、消費者を保護するためのもので、これを上手く使うには消費者側にも、ある程度の努力や責任がは有ると思う。インターネットが見られない場合は、スーパー等に要求して情報を得ることも出来るのではないかと思います。
- 委員 牛肉の場合は、ＪＡＳ以外のものとの競争が無い。牛トレサ法と生産情報公表牛肉ＪＡＳはあるが、生産情報ＪＡＳを取り組んでいる店では、どの様な生産情報がある商品なのかも宣伝している。しかし、野菜や果物については先行しているものが多くあり、そちらの方が表示が見やすかったりする。比較した場合、生産情報公表農産物ＪＡＳが表示例のように簡素なものであるならば、他の自治体で定めたものや、従来の特裁のものの方が、情報が見やすく感じられるように思う。今後、生産情報公表農産物のＪＡＳを進めて行く中で、さらに他の情報も公表されたり改善されて行くと思うが、ＪＡＳのものの方が認定機関に監査され、認定機関は農林水産消費技術センターに指導されるという厳しい規格ですので、この優位性が消費者に認知されないで、わかりにくい表示では、宝の持腐れのものになりはしないか。
- 委員 ＢＳＥの発生当初は牛肉の販売店で番号を打ち込み、その生産情報を公表するシステムであったと思う。このＪＡＳにおいても店頭で機械に番号を打ち込んで情報が見れたり、情報をプリントアウトできればと思う。それが出来ない場合は、電話で問い合わせできたり、店頭で生産情報を公表できるような体制にしてもらいたい。
- 課長 生産情報公表ＪＡＳの表示事項の中に、積極的に生産情報を入れられないかとのお話だと理解しますが、既に制定されている牛や豚の規格では、今、示していることで行うようにしている。先ほどから言われていることについては、意見として伺っておきます。生産サイドの方の意見を伺ってから、更に考えていただければと思います。
- 委員 消費者の方があれこれしたいというご意見は理解しますが、何をするのにそれにはコストがかかってしまう。例えば電話番号を記載することでも、電話対応のための人が居なければならず、５人程度の少数なグループでは無理である。１００人、２００人程度の農協の部会では出来なくもないがコスト負担は大きくなる。ＪＡＳマークが付けられている商品は、厳しい検査認証を受け、それらをしっかり守れる組織が作っているということを理解してもらいたい。また、それと合わせてＪＡＳ制度についても消費者に十分理解してもらいたいと思う。
- 部会長 個人的には、電話番号を入れることはプライバシーの点から問題があるのではないかと思う。また、生産情報の公表で、現状の規格の中で出来ることは、スーパー等に情報をプリントアウトしていただくことではなかろうか。
- 委員 やはりコストがかかり、その商品にコストを転嫁する等の問題になる。先ほど鶴田委員も言われたようにＪＡＳマークが付いていれば品質のキチンとした商品であると思うし、プライバシーの観点、費用対効果又牛、豚の規格の整合性も考えて、この規格内容でいいのではないかと思う。

- 委員 消費者にＪＡＳの商品について、十分理解してほしいとの意見があったが、流通の方にも働きかけをおこなってほしいと思う。流通の方は、商品売ることに一生懸命だが、ＪＡＳのものについての情報提供が為されておらず、できればＪＡＳについて理解している人を配置してほしいと思う。消費者は流通業者を信頼しているのだから、流通業者は、その教育をしっかり行い、がんばっていただきたい。
- 委員 ＪＡＳマークについて教育するのは、果たして流通業者の仕事なのか。消費者からは流通が働きかけをおこなってと言うが、こちらからは逆になぜ消費者は理解してくれないのかと思う。流通で人を教育するには大変お金が掛かり、それについて消費者はなかなか負担してくれないし、民間では厳しいことと思う。こちらとしては、是非、国でこのような広報活動を行ってほしい。
- 委員 お互いだと思います。このままでは責任のなすり合いになる。
- 部会長 ＪＡＳの教育は小、中、高校の家庭科で習うので、皆さんも過去に３回は習っていると思います。
- 委員 そう、習っています。ただ消費者は流通を信用しておりますので、その中でもう少し力を入れていただければと考えます。
- 委員 生産情報公表ＪＡＳについては、情報が公表されるルートが出来ていて知りたい人が情報を得ることができるＪＡＳであり、このマークが付いているものでは、情報を知りたいと思うのが当たり前である。その情報がきちんと公表されないことはおかしいことであり、それはコストの問題とは関係ないと思う。情報を公表していることのマークであり、そのことに消費者は情報を下さいと問いかけ、それに答えられるものでなければならぬ。経費が掛かる等もあるだろうが、例えば、登録認定機関は公的なものであると思うので、問い合わせ先として電話番号を載せてもらい、情報を出してもらおう。個人情報の問題もあるが、聞きたい、知りたい情報を公表することが、このＪＡＳではないかと思う。
- 事務局 ＪＡＳマークや登録認定機関名の他に、電話番号を載せてはどうかとの御要望がありましたが、現在ＪＡＳマークをどのように判りやすくするかについて、ＪＡＳ制度のあり方検討会でも検討され、中間とりまとめの中にも、どの様な表示がよいのか、また見直しについても検討されております。今の御意見も踏まえ、全体的な観点から検討していきたい。
- 委員 私も先ほどの。○委員と同じ意見です。
- 委員 先ほど、流通が一番ダメとの話があったが、○委員の言われたように先行して取り組んでいるところもある。例えば、農産物の箱の脇に公表情報がシールで貼ってあることもある。このような取り組みで一番遅れているのは卸売市場であると思っていたが、この辺も変わりつつあります。生産情報公表ＪＡＳの情報の中には、任意情報もたくさん含まれているが、これらの情報については説明責任があると思うし、それが消費者の本当の安心感を生むことになると思う。
- 事務局 先行している農産物の例もあると思うが、生産情報公表農産物との比較では、先ほど話があった種子消毒についても公表事項としている。都合の良いことばかり公表するのではなく、一定のルールを示し、それが守られている事についてＰ９にあるような仕組みの中で保証することとしている。既に取り組まれている農産物にも十分対抗出来るものではないかと思うし、消費者の信頼を得ることもできると考えている。
- 部会長 先行している分野もあるが、この規格はかなり厳しい基準であり、ここまで公表している例は少ないと思う。消費者のためになる良い基準になるのではないかな。
- 委員 前回の部会で輸入農産物については、次回、部会で議論するように話されたと思うが、輸入農産物の認定についてはどうなるのか。
- 事務局 生産情報公表農産物のＪＡＳ規格は、輸入農産物も対象になります。

- 委員 輸入農産物の農薬使用については、日本の農薬取締法が及ばないと思うが如何か。
- 事務局 外国の農薬使用については、農薬取締法第 15 条の 2 第 1 項に外国の登録農薬があり、それを公表してもらう。
- 委員 例えば、アメリカからリンゴを輸入する場合、ポストハーベストで D P A という日本では使用禁止の農薬を使うことになるが、それらについても J A S の対象となるのか。
- 事務局 先ほどの回答を訂正致します。第 15 条の 2 第 1 項は、輸入されたもので国内で登録されたものです。外国の場合は外国の農薬に関する制度があり、それが対象となる。ポストハーベストについては生産情報公表 J A S の対象にしない考えである。禁止薬物の使用については、食品衛生法によって取り締まることになる。
- 委員 それでは、アメリカのリンゴは認定を受けられない訳ですね。
- 事務局 国内で使用禁止されている農薬の場合は、輸入できないことになる。
- 委員 D P A は国内で使用禁止ですよ。
- 事務局 食品衛生法の規制にかからなければ問題ない。
- 委員 全体的に、納得できるような規格となり、期待したいと思う。今後、パブリックコメントが行われ広く意見が聴かれ、規格ができ、その後 Q & A が出される。有機等の Q & A もあるが一度作られると、その内容が変わらないと聞くが、この制度を普及させるためには、規格制定後に気付くこともあると思う。その点で規格改正や Q & A の修正等も柔軟に行っていただきたい。
- 事務局 必要があれば、見直し等を行いたいと思います。
- 部会長 事務局より説明いただいた生産情報公表農産物の日本農林規格（案）につきまして、十分な審議を経て御了承いただいたということで、J A S 調査会に報告させていただきます。
- 課長 （あいさつ）

[閉会]